になります。排出時間や分別のルールは必ず守りましょ コなどに荒らされるなど、集積所の近くに住む方の迷惑 ごみ出しのルールが守られないと、ごみがカラスやネ

## 資源物は品目ごとに収集

源物の収集はしません。 ないごみ」の日となり、資

えプレーやガスなどの缶

は「燃えないごみ」

スプレーやガスなどの缶

後に缶・瓶を排出すると、 全てを収集するのではなく ボールなどが残っている場 す。例えば、集積所にダン 品目ごとに分けて収集しま く収集するために、一度に 合でも、缶・瓶は収集が済 油などの資源物は、 んでいる場合があり、収集 缶・瓶・紙・布・廃食用 料の缶は、資源物として収 ください。なお、食品や飲 ないごみ」の日に排出して は中身を使い切り、「燃え 集します。

## 「燃えないごみ」の日に

電池などを収集する「燃え 日の最終週は、割れ物や乾 資源物を収集している曜 資源物は収集できません

よくある排出の間違い

うにしてください。 降は、ごみを排出しないよ あります。午前8時30分以

なく、収集できない場合も 収集効率が悪くなるだけで

戸別収集 剪定枝を資源物として

肥として活用しています。 のチップに使用した後に堆 ており、枝の大きなものは 定枝)を無料で戸別収集し 定した際に排出する枝類(剪 市では、家庭の庭木を剪 小さなものは家畜用

をひもで縛り(袋 センチメートル・長さ1メ トル以内のもの 排出は、枝の太さ直径20

での排出不可)、

さい。一般家庭で自身が剪 砂、他のごみが混ざらない 縛った束の直径は30センチ 定したものは対象外です。 定した枝のみで、業者が剪 ようにして袋に入れてくだ 定したものや自宅以外で剪 メートル以内にしてくださ 落ち葉や下草は、石や

排出した剪定枝は収集しま みが必要となり、集積所に 収集には、事前の申し込

**2**046(252)7985 **2046(252)7616** 

○申込電話
☎046 52) 7560  $\widehat{2}$ 

## 犯罪です 資源物の持ち去りは

違反した者へ20万円以下の り行為に対処するために、 持ち去り行為の禁止命令に 罰金を科しています。 市では、資源物の持ち去

担当 リサイクルプラザ 6046(252)7963

M046(252)7964

館日を除く)

可サイクルプラゼ

## ▼資源物の排出は朝8時30 分直前に

難しくなります。 くなれば、持ち去り行為が 集中しています。その時間 に排出される資源物が少な での人目の少ない時間帯に の前日の夜から当日早朝ま 持ち去り行為は、収集日

を行うための施設で、

みや資源の有効利用の啓発

みの減量・資源化の取り組

リサイクルプラザは、ご

などを行っています。

○開館時間 午前9時~午

後5時(月曜日、祝·休

サイクル家具の展示・販売\_

※月曜日が祝・休日の場

日の翌日を除く)

合は開館し、翌日を休館

## ▼持ち去り行為を見かけた

市立リサイクルプラザ

リサイクル家具の

展示・販売

っていますが、持ち去り行 為に対してパトロールを行 るため、情報を収集してい ます。市では、持ち去り行 違法行為に厳正に対処す

為を見かけたら、時間・場 どを確認して、ご連絡くだ 所・車のナンバー・特徴な

○持ち去り行為連絡先 源対策課☎046 (25

## 持ち去り犯に近寄らない・ 詰め寄らない

ずはご連絡ください。 たり注意をしたりせず、ま もあるので、安易に近づい 目の少ないところで持ち去 ども報告されています。人 り犯に近づくと危険な場合 持ち去り犯による脅迫な

# 2) 7659

消費者のための相談業務を 市消費生活センターは、

で利用ください

助言や情報提供、専門機関 サービスに関するトラブル け付け、問題解決のための 談などを専門の相談員が受 行う機関です。消費者と事 や商品の安全性に関する相 業者との間に生じた商品

広聴人権課 ☎046(252)8218 「市消費生活センター」 ₩046(NBN)0NNO

を利用した架空請求トラブ ヨートメッセージサービス) 話へ送信されるSMS(シ います。 の紹介やあっせんなどを行

## 架空請求に注意

スマートフォンや携帯電

まま放置した せる次のよう れてしまうの ルが多発して な内容で届き では、と思わ ら何か請求さ います。

続がないので 中に手続きを され、無料期 • 『☆重要诵 金が発生して • 『総合情報 います。 知☆すぐに確 してください』 登録料と延滞 間中に退会手 ij イトに登録 本日

2

月の第2水曜日は午後 後1時~3時30分

午前9時30分~正午、

(偶数

が発生します』 認を!放置す ると利用料金

• 『有料情報 納、ご連絡を 心当たりの ない相手から 利用料金が未

0 市消費生活センター 相談ください 市消費生活センタ

アクセスには連絡・

返

1 信

46(252)849

相談時間 月曜 〜金曜 午日 0 2

販売しています(抽選)。 ▼10月の購入申込

○購入申込期間 9月24日 午前9時~午後5時(休 (土) ~10月7日 金

○抽選・販売日 10月8日 (土) 午前10時~ 営利を目的とし

○申込点数 一人1点 ない市内在住・在勤・在

○申込方法 ※購入した家具などは各自 お持ち帰りください。 申し込みは不可) 直接来館(電話・代理の 申込者本人が

○ところ 東原二丁目16番

日とします。

出された家具などを補修し

家庭から粗大ごみとして

て展示し、希望者へ安価で

## 平成28年秋の全国交通安全

市交通安全対策協議会、各交通安全団体、座間警察署では9月21日(水)から30 日(金)までの間、『安全は心と時間のゆとりから』『高齢者模範を示そう交通マ ナー』をスローガンに秋の全国交通安全運動を実施します。

## 運動の重点

- (1)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図 ります。
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進を図ります。
- (3)飲酒運転の根絶を図ります。 (4) 二輪車・自転車の交通事故防止を図ります。

担当

市民協働課 ☎046(252)8158 ☎046(255)3550